

## 有線放送による放送の再送信に関する研究会 第5回議事要旨

1 日 時 平成19年12月21日(金) 17:00~17:45

2 場 所 総務省 講堂(地下2階)

3 出席者

(1) 構成員

新美座長、伊東座長代理、音構成員、菊池構成員、高橋構成員、  
土佐構成員、長田構成員、野原構成員、長谷部構成員、早坂構成員、  
山下構成員

(2) 総務省

河内官房審議官、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、  
藤島地域放送課長、長塩放送政策課企画官

4 議事要旨

(1) 「中間とりまとめ(案)」(資料5-1)及び「中間とりまとめ(案)の概要」(資料5-2)について事務局から説明があり、その後質疑応答が行われた。

構成員から出された質問及び意見は次のとおり。

○P27以降の「利益の衡量による基準」の「(2)の②の「受信者の利益」」についての部分は、少数チャンネル地域については、同意裁定というよりは当事者間で協議せよということか。

(事務局) ②のところの放送事業者が受忍すべき範囲内であるかどうかについて、さらに検討することが必要ということ。受忍すべき範囲に入るか入らないかは明確には書いていない。

○当然にはイエスともノーとも、こういう場合には言えないということか。

(事務局) 現時点でのとりまとめにおいてはそういうことである。

○P27の「視聴習慣、視聴実態」の中で、「長年にわたって」がどの程度を指すのかあいまいに感じる。「長年」がつくつかつかないかで2段に分かれているが、その理由は。

(事務局) 長年が何年であるかは明記していない。2段に分けた理由は、区域外再送信を長年視聴している方と、最近視聴し始めた方とでは「受信者の利益」の保護について程度に差がつくと考えられるからである。もちろん今後の議論の中で、視聴していた期間に関係なく保護すべきということでもとまれば、この2段階の記述の意

味はなくなる。

○P29の④の経過措置について、過去に同意が得られた事例とは、同意が得られてから一ヶ月のような短期間のもので激変緩和措置の対象になるのか。

(事務局) そのとおり。例えば、裁定の他の基準から外れたとしても、この経過措置により短期間の再送信だけでも保護するという。

○経過措置については、例えば、裁定において期間を区切って同意を与えるということか。

(事務局) 今後決めていただく話ではあるが、そのようなイメージ。

○この中間とりまとめ(案)で最終決定ではない、という理解でよいか。

○これからも議論していく。

(2) 中間とりまとめ(案)について、所要の修正を行った後、パブリックコメントを行うこととされた。

以上